

# 「しが多文化共生フェスタ」外国料理キッチンカー募集要項

## 1 目的

さまざまな文化や背景を持つ人たちが出会い、交流できる場として「しが多文化共生フェスタ」を開催します。イベントでは楽器演奏体験や世界の挨拶クイズなどの体験や学びを通して、お互いの違いを知り、認め合うきっかけをつくります。このうち、外国料理販売のブースにおいてキッチンカーにより販売する出店者（以下「出店者」という。）を募集します。

## 2 実施日および場所

### （１）実施日時（販売日時）

２０２６年１１月８日（日）１０時から１５時まで

### （２）販売場所

滋賀県大津市瀬田南大萱町 1740-1 びわこ文化公園わんぱく原っぱ

ただし、出店位置は県が決定し、１事業者のスペースはキッチンカー１台分（小型車）とします。なお、設置場所に限りがあり、中型車および大型車はお断りする場合があります。

## 3 出店者が準備するもの

キッチンカー以外に必要な設備等については、出店者が準備をしてください。なお、発電機等、火気類および燃料等危険物（以下「火気等」という。）を使用する場合は、消防署への届け出を行いますので、申込時に記載してください。

なお、火気等を使用する場合は、必ず消火器を設置してください。

## 4 費用負担

出店料は無料です。その他の運営に要する費用は全て出店者の負担とします。

## 5 申込資格

出店者は、販売場所にて、キッチンカー内で調理して外国の料理や食品を販売する者、または調理済みの外国の料理や食品を販売する者で、次の事項をすべて満たす者としてします。

- ・滋賀県内において大津市の営業許可を有し移動販売車による営業を行う者
- ・関係法令を遵守し、必要な許認可等の手続きについては出店者の責任および負担にて実施すること。
- ・当該事業の出店に関連する法令に違反がなく、申請書提出時より過去３年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
- ・加工品等の販売を行う場合は、営業許可等を受けた施設において製造し、適正な表示をすること。
- ・滋賀県税の滞納がないこと。
- ・地方自治法施行令第１６７条の４に規定する者に該当しない者であること。
- ・滋賀県財務規則第１９５条の２各号のいずれにも該当しない者であること。

## 6 事業者の決定

- ・申込資格を満たす出店者のうちから本要項に基づき以下の選定基準により審査し、出店者を決定することとします。

〔選定基準〕 申込書に記載されたメニューおよび価格

- ・出店者の決定は、提出期限後2週間以内に電話およびメール等により申請者あて連絡します。

## 7 遵守事項

出店者は次に掲げる事項を遵守してください。

- ・販売場所の清掃は出店者の責任のもとに行うとともに発生したごみは持ち帰り環境美化に努めること。
- ・販売品には関係法令で定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- ・販売場所付近にごみ箱を設置し、容器および食べ残し等を回収すること。
- ・食品衛生関係法令を遵守し、保健所の指導に従うこと。
- ・酒類の販売は行わないこと。
- ・天候悪化等の事情により、県がやむを得ず危険回避のため撤去命令等の指示を行ったときは従うこと。
- ・関係法令等を遵守し、施設管理者の指示に従うこと。
- ・出店決定後、やむを得ない事由により出店をキャンセルする場合は、2026年11月2日（月）までに連絡すること。

## 8 管理運営

販売品および売店備品の管理は出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、県は一切の責任を負わないものとします。

## 9 事故発生時の対応

事件または事故が発生したときは、販売責任者は初期対応にあたりとともに、運営責任者へ直ちに連絡し、その指示に従ってください。

## 10 許可の取り消し

県は、事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに出店を中止し、撤去命令を行うことができるものとします。この場合において、出店者は県に対して損害賠償を請求することはできません。

- ・関係法令および本要項に違反したとき。
- ・申込書の内容に虚偽があった場合および公序良俗に反する行為があったとき。
- ・保健所および消防署からの指示があったとき。
- ・運営が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

## 11 原状回復

出店者は販売終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し原状回復後、運営責任者の検査を受けてください。

## 12 賠償責任

出店者が第三者に損害を与えた場合および第三者から損害を受けた場合または事故等があった場合には直ちに運営責任者にその状況を報告し、出店者の責任において処理解決してください。この場合、県は一切の責任を負いません。

なお、損害賠償に備え、損害保険等への加入を推奨します。

## 13 補填および補償

- ・出店者は、収益が得られなかった場合でもその損害を県に請求することはできません。
- ・出店者は、天候不良、自然災害その他、県において予測できない理由により、出店が中止または縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を県に請求することはできません。

## 14 その他

2026年11月4日（水）時点で、県が開催の可否を判断します。当日の天候が荒天となることが予想される場合など、開催ができないと判断した場合は、イベントを中止とします。

## 15 受付期間

2026年9月28日（月）～2026年10月9日（金）まで  
下記の Google フォームから入力してください。

<https://forms.gle/PbK1SZQTDHXfvkq5A>



## 16 提出書類および提出先（問い合わせ先）

### ○提出書類

- ・ Google フォームにて必要事項を記入
- ・ 許可証等の写し（食品営業許可等）
- ・ キッチンカーまたは店舗のチラシがある場合は提出してください。

### ○提出先（問い合わせ先）

〒520-0818

滋賀県大津市西の庄 19-10

TEL 077-527-0814

MAIL yamamura@e-radio.co.jp

株式会社エフエム滋賀 担当：山村